

○公共空間活性化事業補助金交付要綱

(平成 28 年 11 月 1 日要綱第 25 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共空間の活性化と交流人口の増加に資することを目的に、町内で開催される講座やワークショップ、イベント(以下「講座等」という。)に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大刀洗町補助金等交付規則(昭和 58 年大刀洗町規則第 2 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象となる講座等)

第 2 条 補助金交付の対象となる講座等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内在住者が主催で開催されること。
- (2) 大刀洗町ドリームカフェ、大刀洗町中央公民館、町内の校区センターで開催されること。
- (3) 5 名以上の参加者で開催されること。
- (4) 講座等の参加対象者は町内在住者に限定していないものであつて、町外在住者にも広報周知を行うものであること。
- (5) 営利を目的とするものではないこと。

(補助金の交付の要件)

第 3 条 前条に該当し、かつ、補助金の交付を受けようとする講座等の主催者は、出席者に対し町が提供する定住施策やふるさと納税制度等のパンフレットの配布やまちづくりに関するアンケートに協力しなければならない。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象者(以下「補助対象者」という。)は、前条の要件を満たそうとする講座等の主催者とする。

(交付対象経費)

第 5 条 交付金の対象となる経費は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講座等を行うために必要な実費(食材を含む材料費、印刷費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、旅費等)
- (2) 講師や専門家等への謝礼
- (3) その他講座等を行うために町長が必要と認めた経費

2 次の経費は補助対象としない。

- (1) 備品購入費
- (2) 交付対象事業に直接関係のない経費
- (3) 講座等の遂行に必要と認められない食糧費
- (4) その他町長が適当でないと認めた経費

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費から収入を除いた額とし、30,000 円を限度とする。

(申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、講座等の開催予定日の21日前までに、公共空間活性化事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 募集チラシ
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、助成することが適当であると認めたときは、公共空間活性化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、講座等を開催した日から起算して30日以内に公共空間活性化事業補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 参加者名簿
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書及び請求明細書の写し
- (4) 参加者全員が分かる写真

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、公共空間活性化事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 町長は、第8条の規定による補助金の交付決定額と前条の規定による補助金の確定額が同額であるときは、前項に規定する通知書を省略することができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

公共空間活性化事業補助金交付申請書

年 月 日

大刀洗町長 様

申請者(主催者)

住 所

氏 名 印

電話番号

公共空間活性化事業補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 講座等の名称

2 開 催 日 年 月 日

3 開催予定場所

4 交 付 申 請 額 円

5 添 付 書 類

- (1) 募集チラシ
- (2) 収支予算書
- (3) その他

※提出していただいた個人情報は、厳重に管理し、本事業以外の目的では使用いたしません。

第 号
年 月 日

様

大刀洗町長 印

公共空間活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公共空間活性化事業補助金について、公共空間活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

6 講座等の名称

7 交付決定金額 金 円

公共空間活性化事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

大刀洗町長 様

申請者(主催者)

住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業を開催しましたので、公共空間活性化事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告し、補助金の交付を請求します。

記

8 講座等の名称

9 開 催 日 年 月 日

10 開 催 場 所

11 出 席 者 数 名

12 添 付 書 類

- (1)参加者名簿
- (2)収支決算書
- (3)領収書及び請求明細書の写し
- (4)参加者全員が分かる写真

<振込先>

金 融 機 関 (支店名も記入)	
口 座 番 号	普通・当座
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義	

第 号
年 月 日

様

大刀洗町長 印

公共空間活性化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった公共空間活性化事業補助金について、公共空間活性化事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

13 講座等の名称

14 交付決定額 金 円

15 交付確定額 金 円